

独立行政法人航空大学校
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
<p>(1) 組織運営の効率化 ・常勤職員を中期期間中に約10%程度削減する。</p> <p>①整備業務の民間委託を継続及び整備管理業務の一部の民間委託等を図る。</p> <p>②運航管理業務のうち一部の民間委託等を図る。</p> <p>③事業運営の合理化・適正化を図ることによる管理業務の精査・見直しを実施する。</p>	<p>(1) 組織運営の効率化 ・業務の見直しを行い、常勤職員を2名削減</p> <p>①整備業務の民間委託継続及び技術管理業務を中心に整備管理業務の一部の民間委託等を推進する。</p> <p>②運航管理業務の一部についてさらに民間委託化することにより、同業務の効率化を推進する。</p> <p>③継続して内部事務の簡素化、集約化を実施することにより、管理業務の効率化を図る。</p>	4	<p>各業務について、以下のとおり効率化を図るための見直しを行っており、常勤職員2名が削減されている。</p> <p>①整備委託先の技術力、長年に渡る航大機の整備実績を踏まえ19年度まで行っていた整備作業に使用される整備作業手順書の審査・承認を届け出方式に変更した。これにより、整備管理業務の効率化が図られている。</p> <p>②平成19年度に導入した運航情報提供システム（FIHS）の活用による業務の見直しを行い、運航管理業務の効率化により常勤職員1名の削減が図られている。</p> <p>③新給与システムを導入し事務の簡素化、効率化が図られている。座学教育体制を見直し一部の講義を外部講師で対応することで常勤職員1名の削減が図られている。</p>	<p>厳しい状況から業務の見直しや教育体制の見直しにより、更に縮減、スリム化を図り、削減計画を達成し、運営効率化に計画を上回って取り組んでいる。</p>
<p>(2) 人材の活用 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。</p>	<p>(2) 人材の活用 内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。</p>	4	<p>内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、航空局等と人事に係る情報交換を積極的に行い、操縦、整備、運用、事務等多岐にわたる職種の人事調整に努め、最新の航空行政の情報を業務運営に活かすべく、職員の約24%（28名）について、国等との人事交流が行われている。</p>	<p>年度計画の目標値を大幅に上回る人事交流を達成している。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 教育・訓練業務の効率化</p> <p>イ 学科教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎学科課程の教育時間を現行の735時間から510時間程度に短縮する。 多発・計器課程は現行の205時間から150時間程度に短縮する。 宮崎学科課程の養成期間6ヶ月から4ヶ月に短縮する。 <p>□ 実科教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 多発・計器課程においては現行の65時間から70時間に充実させる。 多発・計器課程の養成期間を6ヶ月から8ヶ月に延長する。 	<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>①平成19年度から開始した多発・計器課程の新シラバスについて、操縦演習の充実及び養成期間の効果を検証する。</p>	3	<p>①仙台（多発・計器）課程を修了した学生について、教官の評価等により新シラバスによる教育訓練の検証を行った。その結果、学科教育の短縮については、CBT（Computer Based Training）の充実等自習教材の活用や飛行前後のブリーフィングの充実により到達レベルを維持している。また、実科教育では、期間・時間を延長したことにより実機による演習時間を増やし、技量の更なる向上と着実な習得が可能となった。特に、高性能な多発訓練機への移行についてはスムーズにできるようになった。</p>	<p>教育カリキュラムの見直しや実技訓練の充実などに努めている。</p> <p>多発・計器飛行課程において、実機訓練時間の増加による学科教育の短縮を補う優れた取り組みがなされ成果が上がっている。</p> <p>新シラバスにより技量向上と着実な技量の習得がされている。</p>
<p>② 教育支援業務の効率化</p> <p>イ 運用業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の運用する新CADINシステムを計画的に導入し、有効活用することにより運航管理業務の効率化を図る。 <p>□ 整備業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学校と訓練機の整備委託先等との間をオンライン化し、整備管理情報等の共有化を推進することにより、整備業務の効率化を図る。 	<p>② 教育支援業務の効率化</p> <p>イ 運用管理業務における危機管理マニュアルを電子化することにより業務の効率化を図る。</p> <p>□ 整備委託化等との情報オンライン化に基づき、平成19年度のハードウェア整備に引き続きソフトウェアを整備する。</p>	4	<p>②</p> <p>イ 運航管理業務における事故処理マニュアルの電子化が図られている。</p> <p>□ 本校及び分校において、新たなソフトウェアを導入することなく既存のソフトウェアの活用が検討され、運航及び整備計画等の業務について、整備委託先、整備課及び操縦教官とのオンライン化の実施により、各部署で機体の整備状況を正確に把握することが可能となった。これにより、機体や装備品の次回整備までの使用時間を踏まえながら訓練を実施し、装備品の交換件数の削減が図られるなど、機体のより効率的な稼働が図られ、保守等の経費の節減も図られている。</p>	<p>既存のソフトウェアの活用によりオンライン化を実施し、機体の効率的稼働が図られ、業務の効率化及び経費の節減も図られている。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>③ 一般管理費の縮減 一般管理費（人件費、公租公課等所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。</p>	<p>③ 一般管理費の抑制 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度予算の当該経費相当分から6%程度抑制する。</p>	3	<p>③一般管理費について、平成18年度予算の当該経費相当分から6%程度抑制されている。</p>	
<p>④ 業務経費の削減 業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。</p>	<p>④ 業務経費の削減 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、18年度予算の当該経費相当分から2%程度抑制する。</p>	3	<p>④業務経費について、18年度予算の当該経費相当分から2%程度抑制されている。</p>	
<p>⑤ 教育コストの分析・評価 教育業務及び教育支援業務に係る経費の分析・評価を行い、コスト構造を明確化することにより教育コストの抑制に努める。</p>	<p>⑤ 教育コストの分析・評価 教育コストについてさらに分析の方法を検討し、同コストの効率化を図る。</p>	3	<p>⑤特別勘定が一般勘定に統合されたために、平成19年度以前に計上していた特別勘定経費についても統合整理するとともに、各校の経費について、支払いベースでの分析・評価が行われている。</p>	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項を達成するためとるべき措置				
<p>(1) 教育の質の向上</p> <p>① 航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。 教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施し、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。</p>	<p>(1) 教育の質の向上</p> <p>①・航空会社との意見交換会を年1回以上実施し、エアラインパイロットに求められる知識・技能を把握する。 ・エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。 ・コーチング研修、各種セミナー及び学会主催研修会等に参加することにより教官研修の充実を図る。 ・操縦教官の技能審査を各人1回実施する。</p>	3	<p>①・航空大学校の卒業生との懇談会等を開催し、自社養成と卒業生との比較についての意見交換等(平成20年4月、5月)を実施するとともに、航空会社との意見交換(平成20年6月、平成21年3月)を行い教育内容等の充実に努めている。 ・I7ライオンパイロット経験者1名が仙台分校に教官として在籍し、I7ライオンにおける実運航に基づく知見を教官及び学生に教授している。 ・J-1の1環として学生教育に資する目的で面接技法に係る講習会を受講させている。また、CRM特別講義や学会主催の研究会、各種セミナーに教官を参加させている。 ・全操縦教官に対して定期技能審査を実施して教育技能の向上、標準化に努めている。</p>	
<p>② 操縦技量進度の遅れた学生に対して実施する追加教育の上限時間数を、現行の事業用課程及び多発・計器課程で各10時間から、それぞれ教育規程上の標準教育時間の20%まで拡大する。 また、追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について検討を行い、教育に反映。</p>	<p>② 追加教育の上限時間数を標準教育時間の20%まで拡大した効果について引き続き検証を進めるとともに、追加教育の効果的な実施方法について教育課題検討会での検討を継続する。</p>	4	<p>②追加教育の効果について、教育課題検討委員会において追加教育が効果的であることの検証を行い中間とりまとめを実施した。検討のみならず、その結果を受けて、それまで教育のフェーズ終了後に行っていた追加教育をフェーズの途中で実施可能とするよう追加教育を行う時期を見直すなど、より効果的な追加教育ができるよう教育規程を改正した。これにより、学生の進度に応じた適切なタイミングで操縦技術の習得を補い技量の向上を図るとともに、追加教育を飛行訓練装置(FTD)による訓練にも拡大を図っている。</p>	<p>検証に基づいて教育規程を改正し、効率的追加教育が実施され、学生の技量向上に努めている。</p> <p>追加教育効果の検証を教育規程の効果的見直しにつなげられている。</p> <p>追加教育の効果の検証のみならず、教育規程を改正し、効果的な追加教育の実施により学生の技量の向上を図ったことは年度計画を上回り達成している。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>③ 以下の調査・研究を実施しその成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。</p> <p>イ 航空機の運航に関する基礎的研究</p> <p>□ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究</p> <p>ハ 国内外の主要な乗員養成機関等を対象に操縦士養成に関する実態調査・研究</p>	<p>③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下に掲げる調査・研究を計画的に推進しその成果を教育・訓練等に反映させる。</p> <p>イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を継続して進める。</p> <p>□ 新シラバスによる教育の検証を継続しつつ、標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。</p> <p>ハ 国内外の乗員養成関連機関に教官を中心とした調査チームを派遣し、乗員養成の実態調査を継続して行う。</p>	4	<p>③教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に推進し、その成果を教育・訓練等に反映させている。</p> <p>イ 平成19年度に引き続き、「訓練機の基礎特性に係る情報集積システムに関わる研究」及び「航空機騒音に関わる基礎研究」が行われている。</p> <p>□ 新シラバスによる学生訓練実施要領等の検証を行い、単発事業用課程においてより効果的な教育訓練方法の検討が行われ、その結果、一部の訓練科目(540km単独飛行)について訓練方法の見直しが行われシラバスに反映した。これにより訓練効率の向上だけでなく、運航安全や学生の技量の更なる向上も図られている。</p> <p>ハ 国際協力の枠組みの下、教官をインドネシアに派遣し、航空安全に係る協力に向けた実態調査が行われた。(7月)また、国内の指定養成施設に教官を派遣し、乗員養成の実態調査を実施している。(平成20年11月)</p>	<p>訓練方法の一部を見直し、シラバスに反映したことにより、訓練効率の向上だけでなく、学生の技量の一層の向上や安全運航を図ったことは優れた実施状況である。</p> <p>教育の質の向上に向けた取り組みが訓練の適性化につながられている。</p> <p>ヒューマンファクターに関して、報告事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくい訓練手順が検討され、学生訓練実施要領の改正が行われている。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>二 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際民間航空機関（ICAO）等の国際基準に関する調査・研究</p> <p>ホ ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究</p>	<p>二 乗員養成の基礎訓練課程に係る国際基準について、MPL（マルチ・クルー・パイロット・ライセンス）制度導入に関連した調査研究を継続して進める。</p> <p>ホ 航空大学校を含む過去の事例等を活用し、引き続き操縦士に係るヒューマンファクター及び運航安全に関する調査・研究を進める。</p>	<p>評定結果は前ページに記載欄あり</p>	<p>二 MPLに関するワーキンググループに教官を参加させ、国際基準についての調査研究を実施している。（平成20年6月、9月、11月、平成21年3月）</p> <p>ホ 訓練中のヒューマンファクターに関する事例について、パイロットレポートやメンテナンスレポートの形で報告を収集し、各校の安全委員会等で事例紹介を行い周知が図られている。また、報告された事例を基に、学生が訓練中にヒューマンエラーを起こしにくいような訓練手順を検討し、学生訓練実施要領の改正が行われている。</p>	
<p>④ コンピューターやインターネット等を活用した教育機材及び教育施設等を計画的に整備し、効率のかつ効果的な自主学習環境を充実させる。</p>	<p>④ コンピューターやインターネット等を活用した座学教育の充実、教育機材及び教育施設等の整備を推進する。</p>	<p>4</p>	<p>④ネットワークの構築の推進が図られ、併せて既存のCBTの検証を行い、管制方式基準の変更等に伴うCBT教材の改修を実施している。また、誤操作の多い訓練機の脚下げについて、「脚機構作動」に関わる教材の整備が図られ、これにより、学生の意識の向上により誤操作の減少が図られた。</p>	<p>新たな教材の整備を図り、学生の意識向上が図られ、誤操作の低下を達成している。</p> <p>現行訓練の検証、見直しがしっかりと実行され、ヒューマンエラーの防止につながっている。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>⑤ 年間の養成学生数72名（ただしカリキュラム移行期にあたる平成18年度の入学者は54名）とする。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。</p>	<p>⑤ 年間養成学生数を72名とする。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等の媒体を活用した広報活動を展開するとともに、ホームページ等を活用した情報提供を継続する。また、航空会社の採用担当者等と情報交換をいっつつ、入学試験の内容及び実施方法等を継続的に検証する。</p>	4	<p>⑤平成20年度の年間養成学生数は72名を確保している。</p> <p>平成21年度入学試験から受験資格に制限を設けたことにより受験生の減少が危惧されたが、受験者拡大に向けた継続的な広報活動に努めた結果、平成21年度入学試験における受験者数は例年並みの648名が確保された。</p> <p>また、新たに学校内にプロジェクトチームを設置し、更なる受験者拡大のための方策等について検討が開始されている。</p> <p>航空会社の採用担当者と入社要件等について意見交換（平成21年3月）を行うとともに、平成21年度入学試験から身体検査合格基準の一部（視力要件等）緩和並びに入試内容及び実施方法の一部について改善が図られている。また、平成17年度から導入した総合適性試験（筆記による操縦士適性試験）の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について、引き続き検証が行われている。</p>	<p>受験資格に制限を設けたが、例年並の受験者数が確保され、受験者拡大に向けた継続的な広報活動の取り組みの努力がされている。</p> <p>身体検査合格基準の一部緩和や入試内容等の改善により、一部の学生であっても新たな門戸を開くことにつながられている。</p>

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(2) 航空安全に係る教育等の充実</p> <p>① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。</p>	<p>(2) 航空安全に係る教育等の充実</p> <p>総合安全推進会議を中心に、以下の航空安全に係る教育等の充実を図る。</p> <p>① 安全運航の確保を業務運営上の最重要課題とし、総合安全推進方針に基づき平成20年度安全業務計画を作成し、各校の安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進する。また、訓練機の事故等を想定した航空事故処理訓練を各校において年1回実施する。</p>	3	<p>①安全運航を確保するために、毎月安全スローガンを掲げ、安全委員会を中心に学生及び教職員等の安全意識向上のための活動を推進している。その一環として、操縦教官による安全講話を月1回実施している。</p> <p>本校及び分校において、航空事故処理訓練が実施されている。(平成20年7月)</p> <p>平成18年度に航空大学校帯広分校が実施した教育研究飛行に関し、平成20年7月の航空局の調査において、必要な試験飛行等の許可を受けずに飛行したことに対し文書による注意を受けたが、直ちに業務執行の改善に取り組み、組織を上げて再発防止への適切な措置が執られている。</p>	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
② 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。	② 総合安全推進会議の策定した安全監査プログラムに基づき、訓練機の運航に係わる安全監査を年1回実施する。また、総合安全推進会議は各校における安全業務計画の進捗状況について半期毎に把握・評価を行う。	3	②総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、本校及び分校に対し安全監査を実施している。（帯広分校：平成20年10月、仙台分校：平成20年12月、宮崎本校：平成21年2月）各校においては、整備業務委託先の監査を実施している。また、総合安全推進会議は半期毎に各校の安全委員会から安全業務計画の進捗状況等の報告を受け、その評価を行っている。	
③ 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。	③ 飛行訓練移行前から計画的に学生に対する安全教育（宮崎学科課程10時間、帯広フライト課程20時間、宮崎フライト課程10時間及び仙台フライト課程10時間）を実施する。	3	③航空安全についての教育をシラバスに盛り込んで実施している。	
④ 学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。	④ 組織全体の安全意識の向上を図るため、外部講師による役職員への安全教育を年1回実施する。また、各校において安全委員会を月1回開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討及び安全情報の周知徹底等を図る。さらに航空会社、自衛隊等が実施する安全研修へ教職員を継続的に参加させる。	3	④航空機検査官、航空事故調査官を招き役職員に対し安全教育が実施されている。併せてテレビ会議システムを活用して各校でも聴講されている。（平成20年7月、8月、平成21年3月）各校において安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全確保に係る活動を推進している。安全運航に資するため、各校において、管制官との意見交換が実施	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
			されている。更に教職員をJAL航空安全啓発センター及びANAグループ安全教育センターに派遣し、安全意識の更なる向上のための安全研修を行っている。(平成21年2月)	
(3) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実				
① 国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。	① 国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。	3	①航空局航空従事者試験官の技量保持訓練を実施している。(平成20年7月、平成21年3月)	
② 国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を、航空技術安全行政における規制・基準の策定や評価の場へフィードバックする機能の充実を図る。	② 航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図るため、国土交通省・航空大学校連絡会議を定期的開催し、連携強化に努める。	3	②学科試験問題検討会に教官を派遣している。 MPLに関するワーキンググループに参加して調査・研究を実施している。その結果については、航空大学校の業務の在り方等に関する検討会に報告され、航空大学校でのMPLの養成について議論がなされた。 国土交通省との意見交換を行い連携強化が図られている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
(4) 成果の活用・普及 ① 乗員養成に係る標準的な教育機材や教育・訓練シラバスの提供、標準的な教授方法に関する指導及び事故防止対策等の安全管理手法の指導等を通じ、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。	① 乗員養成に係る標準的な教育機材の作成を進めるとともに、操縦士養成機関連絡会議を引き続き主催し、これまでに培った乗員養成に係るノウハウ等を積極的に外部へ提供することにより、民間操縦士養成機関の育成・振興を図る。	3	①平成19年度に作成した自家用操縦士の定期訓練シラバスについて、フォローアップのための意見交換を行っている。また、航空振興財団の「飛行機操縦教本」の改訂に協力している。 操縦士養成機関連絡会議を開催し、民間操縦士養成機関の育成・振興を推進するため情報交換等が行われている。(平成21年3月)	
② 航空思想の普及、啓発 ・空の日 ・航空教室 年4回程度 ・市民航空講座 年2回程度	② 航空思想の普及・啓発 ・空の日 ・航空教室 年4回程度 ・市民航空講座 年2回程度	4	②各校において、「空の日」行事、「航空教室」(14回)や「市民航空講座」(9回)が昨年に続き目標を超える成果をあげ、更に平成20年度は福岡スカイフェスタや子供霞ヶ関見学デーのブース出展等により航空思想の普及、啓発に努め、地域コミュニティーの見学・親睦等も行っており、航空大学校の訓練について地元での理解もより一層深められている。	目標値を超える講座、教室を開催し、また、子供霞ヶ関見学デーの出展など、一般国民に対する航空思想の普及に貢献している。 地元との親睦等に努め、航空大学校の訓練に対する理解が深められている。
(5) 企画調整機能の拡充 一層の効率化の推進、業務の質の向上、教育訓練における安全の確保及び航空安全行政に係る調査研究機能の充実等を図るため、事業・安全確保・調査研究に関する企画調整機能及びそのための体制の強化を図る。	(5) 企画調整機能の拡充 継続的に予算執行管理会議を開催し、事業運営及び予算の適切な管理を実施する。	3	事業運営の一層の効率化及び業務の質の向上等を図るため、毎月予算執行管理会議を開催し、事業運営及び予算の管理の強化に努めている。 監事による監査が各校において実施されるなど内部統制が図られている。	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
3. 予算、収支計画及び資金計画 ・ 予 算 ・ 収支計画 ・ 資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画 ・ 予 算 ・ 収支計画 ・ 資金計画	3 別紙を含めた 評価	<p>中期計画に基づき適正に執行されている。収入については、年度計画額を達成しており、また支出においても効率的な使用に努め、監事による業務監査、会計監査も適切に実施され執行されている。</p> <p>平成19年度の随意契約の見直し計画に基づき、規程類を国と同額の基準に設定し、契約方式については競争性のない随意契約から一般競争入札等に移行し随意契約の引き下げが図られている。 平成19年度 23件(110,230千円) 平成20年度 15件(41,926千円)</p> <p>なお、独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委による「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価については、別紙参照</p>	
4. 短期借入金の限度額 限度額500百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 限度額 500百万円	—	平成20年度は該当なし	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
5. 重要な財産の処分計画	平成20年度は計画なし	—	平成20年度は該当なし	
6. 剰余金の使途 ① 空港整備事業に係る剰余金の使途 ・ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入 ② 空港整備事業以外の事業に係る剰余金の使途 ・ 入学希望者数の増加策に要する費用 ・ 養成の向上及び航空技術安全行政に資する調査・研究の実施 ・ 効果的な養成を行うための教育機材の購入	平成20年度は計画なし	—	平成20年度は該当なし	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	5. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備に関する計画 大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定すること。	(1) 施設・設備に関する計画 ・ 宮崎本校：庁舎等耐震調査 電気設備等改修工事 庁舎本館屋上防水工事 ・ 帯広分校：格納庫耐震調査 水道管敷設工事	3	以下の施設改修工事等を実施し、教育環境の充実、安全性の向上を図っている。 ・ 宮崎本校：庁舎等耐震調査 電気設備等改修工事 庁舎本館屋上防水工事 ・ 帯広分校：格納庫耐震調査 水道管敷設工事	

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
中期計画	平成20年度計画			
<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 適切かつ計画的な人員配置に努める。</p>	<p>(2) 人事に関する計画</p> <p>① 方針 業務運営の効率化・適正化、民間委託の推進等により、適切かつ計画的な人員配置に努める。</p>	3	<p>中期計画期間中に、常勤職員の約10%程度を削減するため、教育支援業務（運用業務、整備業務）及び管理業務運営の効率化により平成20年度においては常勤職員2名を削減し適切かつ計画的な人員配置が図られている。</p> <p>給与水準についての詳細は実績報告書に記載している通りである。対国家公務員（行政職(一))100.7（参考）</p> <p>平成19年度指数 104.0 平成22年度目標指数 100.5</p> <p>給与規程は、国家公務員の給与に関する法律と同一の内容となっている。引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準の維持に努めている。</p>	<p>給与水準について、19年度を大きく引き下げられている。</p> <p>確実に業務の効率化・適性化を図り、常勤職員2名が削減されている。</p>
<p>② 人件費削減の取り組み イ 今後5年間において、人員について10%程度を削減する。</p> <p>□ 役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>② 人件費削減の取り組み イ 平成20年度においては2名削減する。</p> <p>□ 役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>			

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
	○			各項目の合計点数＝ 80点 項目数 24 × 3 ＝ 72点 下記公式＝ 111%

<記入要領>

- 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に3を乗じた数）が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

（法人の業務の実績）

- 航空大学校の教育・訓練目的に沿って着実な業務運営がなされており、航空輸送の基幹的操縦士要員教育機関として、極めて積極的に努力されていると評価する。
- 中期計画・年度計画に基づき業務の効率化、組織運営の見直しや経費の縮減などのマネジメントは計画どおり推移しており、シラバスの工夫や教育規程の改正などによる教育内容の工夫なども図られ、順調に業務運営が推移している。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- 安全意識の醸成やヒューマンファクターへの取り組みなど、更に進化させて頂きたい。
- 簡素化と安全は裏腹の関係にあることが多いので、効率化だけを目的とした簡素化に対しては、安全に対する徹底した検証、保証がなされるよう期待する。

（その他推奨事例等）

- 地域コミュニティの見学・親睦等により航空大学校の訓練に対する理解が深められており、信頼関係の構築を更に高めることを期待する。

平成20年度業務実績評価調書 別紙：独立行政法人航空大学校

独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

独立行政法人 航空大学校	評定理由	評定	意見
<p>1. 随意契約の適正化 ①規定類の適正化(国の基準と同額等、会計検査院指摘事項を踏まえているか) ②随意契約の比率の引き下げ ③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況 ④監事監査の実施状況 ⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況 ⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由 ⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性 ⑧1者応札率が高い場合、その理由 ⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合)</p>	<p>①規定類の適正化(国の基準と同額等、会計検査院指摘事項を踏まえているか) 随意契約できる限度額等の基準については、国と同額の基準に設定されている。 (平成20年中に、具体的要件の定めがなく随意契約できるとする包括的条項「その他業務の運営上特に必要があるとき」について規程から削除が行われた。)</p>	3	
	<p>②随意契約の比率の引き下げ ③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況 競争性のない随意契約から一般競争入札等に移行を図っている。 契約件数及び金額共に平成19年度より随意契約比率が引き下げられている。 【随意契約の19, 20年度の比較(少額契約除く)】 平成19年度 23件(110, 230千円) 平成20年度 15件(41, 926千円) ・件数シェア 19年度(34.33%)20年度(21.74%) 対前年度▲12.59ポイント ・金額シェア 19年度(7.47%)20年度(2.89%) 対前年度▲4.58ポイント ※フォローアップはホームページ上で公表している。 (http://www.kouku-dai.ac.jp/kaikei/19zuikeiyaku%20fu.htm)</p>		
	<p>④監事監査の実施状況 年1回、本校各課(科)、仙台分校及び帯広分校についての監事監査が実施され、契約の内容、方法等について書面により確認がされている。特段の指摘事項はない。</p>		
	<p>⑤企画競争、公募を行う場合の実質的な競争性の確保の状況 該当契約無し。</p>		

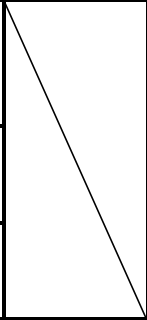
<p>⑥競争性のない契約についての内容、移行予定、移行困難な理由 平成20年度競争性のない随意契約(15件)の状況 ●以下は競争契約に移行する案件 (ア)語学実習装置賃貸借 39,732千円(24年1月以降) (イ)電話設備賃貸借及び保守 2,986千円(23年4月以降) (ウ)電子複写機賃貸借 1,157千円(21年度移行済み) (エ)教育用電子計算機賃貸借 3,691千円(24年4月以降) (オ)共済組合電子計算機賃貸借 998千円(21年10月以降) (カ)電子複写機保守 2,167千円(21年度移行済み) ●以下は移行困難な案件(理由:他に代替が無いため) (キ)水道使用 宮崎市:3,011千円、岩沼市:4,066千円 (ク)専用通信使用 NTT西日本:3,664千円、NTT東日本:2,016千円、NTTコミュニケーションズ:1,925千円 (ケ)インターネット接続使用 1,155千円 ●その他 (コ)人事情報処理システムプログラム改修等 2,247千円(20年度単年度契約) (サ)学生募集広告掲載 1,347千円(未定) (シ)入学試験職務適正分析・評価試験 5,733千円(未定)</p>	<p>前ページに記載欄あり</p>	
<p>⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性 該当契約無し</p>		
<p>⑧1者応札率が高い場合、その理由 1者応札率 51% (25件/49件) 1者応札となった25件のうち、5件は航空機運航に係る航空機燃料購入契約、3件は航空機保守作業であり、航空機燃料については、特殊な物品であることや一定規模の数量を調達する必要もあり、請負可能な業者が僅少で、入札参加者が少なく1者応札となっている。また、航空機保守作業について、当校は航空機を各校10機程度保有しており航空機の保守作業を行うには相当規模の人員、技量が必要となり、業務の履行が可能な入札参加者が少ないため1者応札となっている。 1者応札になった契約については、今後も複数による競争が難しい市場の状況が考えられるが、複数の入札者の参加が可能となる方策を検討していくこととしている。</p>		
<p>⑨第三者委託状況(随意契約、一者応札の場合) 該当契約無し</p>		

2. 官民競争入札 ①官民競争入札の導入の状況	①官民競争入札の導入の状況 官民競争入札を活用する契約案件は導入していない。		
3. 財務状況 ①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由 ②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯 ③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無 ④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況 ⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無 ⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析	①当期総利益が1億円以上ある場合において、目的積立金を申請しなかった理由 該当なし		
	②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯 該当なし		
	③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無 該当なし		
	④100億円以上の繰越欠損金を計上している場合、当該繰越欠損金の策定状況及び当該解消計画の進捗状況 該当なし		
	⑤100億円以上の利益剰余金を計上している場合、当該剰余金の発生原因及び業務運営上の問題の有無 該当なし		
	⑥運営費交付金債務について、執行率が90%以下の場合の分析 該当なし		

<p>4. 給与水準</p> <p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況</p> <p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由</p> <p>③人件費総額の削減</p> <p>④役員報酬額の公表</p> <p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映</p> <p>⑥監事監査</p>	<p>①公表値を前提とした法人の人件費総額削減の取り組み状況</p> <p>人件費削減の取組みについては、中期計画における「人事に関する計画」において、常勤職員数を中期目標期間の最終年度までに約10%程度削減することとしており、平成18年度から計画的に人員削減を行われ、20年度計画に従って更なる業務の効率化に努め2名の削減が実施されている。</p>	3	
	<p>②国家公務員水準との関係(ラスパイレス指数)、ラスパイレス指数が高い場合の理由</p> <p>平成20年度指数 100.7(平成19年度指数 104.0)</p> <p>(給与水準が高くなっている理由)</p> <p>当校は、運輸省の付属機関として設立された後、平成13年4月に独立行政法人へ移行しており、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員からの出向者があり、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、対国家公務員指数を押し上げる要因となっている。</p>		
	<p>③人件費総額の削減</p> <p>前中期目標期間の最終年度(平成17年度)の人員を基準として、常勤職員数を中期目標期間の最終年度までに約10%程度削減することとしており、平成20年度末において△4.9%の人員削減を図っている。(平成19年度△3.3%)</p>		
	<p>④役員報酬額の公表</p> <p>役員報酬は、ホームページ上において公表されている。</p> <p>(http://www.kouku-dai.ac.jp/iai-info/sosikihyousi.htm)</p>		
	<p>⑤役員報酬及び職員給与への業務実績及び勤務成績の反映</p> <p>役員報酬は、国家公務員の給与及び民間企業の役員報酬等の水準を考慮するとともに、役員退職金は独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案することとしている。</p> <p>また、職員給与については、勤務評定に基づき査定昇給が実施されている。</p>		
<p>⑥監事監査</p> <p>各校において、監事監査が実施されている。指摘された事項については、速やかな改善の対応が行われている。</p> <p>宮崎本校 業務監査(平成20年9月～平成21年3月) 会計監査(平成21年1月)</p> <p>帯広分校 業務監査、会計監査(平成21年2月)</p> <p>仙台分校 業務監査、会計監査(平成21年1月)</p>			

<p>5. 人件費管理</p> <p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。</p> <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。</p> <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しがなされているか。</p>	<p>①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。 福利厚生費は、必要最小限の職員の健康管理や労働環境の整備に寄与するものに限定され、国に準じた執行が行われており、また、監事監査において当該活動の評価が行われている。</p> <p>②レクリエーション経費について求められる国に準じた予算執行、予算編成作業がなされているか。 レクリエーション経費の支出の実績はない。</p> <p>③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しがなされているか。 福利厚生費の用途については、医薬品等の購入及び健康診断経費に限定している。</p>	3	
<p>6. 内部統制</p> <p>①内部統制の体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価等)</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況</p> <p>④業務・マネジメントに関するの国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況</p> <p>⑤監事監査</p>	<p>①内部統制の体制の整備状況(倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価等) 職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため倫理規程が定められている。</p> <p>②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況 倫理監督者を指名し、実施状況を確認して倫理の保持に努めている。</p> <p>③人事評価の実施、業績等の給与等への反映状況 平成20年度において、人事評価の試行が行なわれ、平成21年度からの正式運用の準備を行っている。また、職員給与については、現状の勤務評定に基づいた査定昇給による人事評価から業務実績や勤務成績によって評価される制度への移行が予定されている。</p> <p>④業務・マネジメントに関するの国民への意見募集、及び業務運営への反映の状況 これまでホームページで国民からの意見を受け付けて、国民に対して提供するサービスや業務の質の向上に努めているが、平成21年度においては更に国民の声を取り入れ易くするため、ホームページのリニューアルが計画されている。</p> <p>⑤監事監査 各校において、監事監査が実施されている。指摘された事項については、速やかな改善の対応が行われている。 宮崎本校 業務監査(平成20年9月～平成21年3月) 会計監査(平成21年1月) 帯広分校 業務監査、会計監査(平成21年2月) 仙台分校 業務監査、会計監査(平成21年1月)</p>	3	

7. 保有資産の管理・運用(評価の際、監事監査や減損会計の情報等を活用) ①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて) ②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況 ③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析 ④監事監査 ⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が100億以上のものについて回収状況 ⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性	①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて) 保有資産は独法の業務運営に資するものであり、資金運用を目的とした時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものはない。	3	
	②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況 整理合理化計画で処分等することとされた保有資産はない。		
	③財務諸表における減損又はその兆候に至った固定資産について、減損の要因と業務運営との関連の分析 仙台分校の土地について減損となっているが、理由は仙台分校周辺の環境等の変化により地価が下落したことによるものであり、当校の運営との関連はなく適切に管理運用されている。		
	④監事監査 監事監査を実施しており、特段の指摘事項はない。		
	⑤融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が100億以上のものについて回収状況 貸借対照表計上額が100億円以上の債権はない。		
	⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性 該当法人なし		
8. 情報の開示 ①関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示 ②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表	①関連法人への再就職の状況、関連法人との間の補助・取引の状況の情報開示 当校に係わる関連法人はなく、情報開示なし。	3	
	②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表 平成20年度において利便性向上にのための改善内容がとりまとめられ、平成21年度に改修を行うことが計画されている。		

<p>9. 関連法人 ①出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性 ③出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況</p>	<p>①出資等に関する規程等の整備状況とその内容の適切性 該当法人なし</p> <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性 該当法人なし</p> <p>③出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況 該当法人なし</p>			
<p>10. 役職員のイニシアチブ ①業務改善を図る取組を促すアプローチ ②職員の積極的な貢献を促すアプローチ</p>	<p>①業務改善を図る取組を促すアプローチ 全役職員が、安全を前提としつつ、業務の改善に努めるとともに、業務に積極的に貢献する仕組みの整備が行われている。毎会計年度において全部署に対して業務監査及び会計監査を実施し、業務の改善を図るとともに、本校及び分校の安全監査を行い、安全運航に努めている。</p> <p>②職員の積極的な貢献を促すアプローチ 安全意識の高揚を図るために、「安全褒賞」に値する功績者の表彰を行うための対象者を選定し、安全委員会及び総合安全推進会議で満場一致で決定をし、平成21年4月に安全褒賞の授与式が行われている。また、人事評価制度の導入に向けて、人事評価マニュアルを作成し試行が実施された。</p>		3	
<p>11. 個別法人(指摘事項) ①給与水準が国家公務員に比して高い理由についての評価委員会としての認識を評価結果において示すべき。 ②独立行政法人整理合理化計画の指摘を踏まえ、22年度までに職員を17年度比で10%程度削減する。 ③独立行政法人整理合理化計画の指摘を踏まえ、自己収入の増大を図る。</p>	<p>①給与水準が国家公務員に比して高い理由についての評価委員会としての認識を評価結果において示すべき。 内部組織の活性化、業務運営の効率化のため国の組織等と人事交流を行うこととしているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員を受け入れる場合、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、对国家公務員指数を押し上げる要因となっている。職員給与は、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、引き続き国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準を維持していくこととしている。</p> <p>②独立行政法人整理合理化計画の指摘を踏まえ、22年度までに職員を17年度比で10%程度削減する。 平成17年度末の職員数122名(役員3名を除く。)を平成22年度末までに職員数110名とする予定であり、平成18年度(2名減)、平成19年度(2名減)、平成20年度(2名減)、平成21年度(2名減)、平成22年度(4名減)と計画どおりに実施されている。</p> <p>③独立行政法人整理合理化計画の指摘を踏まえ、自己収入の増大を図る。 第2回航空大学校の業務の在り方等に関する検討会で審議された受益者負担について、航空大学校の授業料を今後段階的に国立法科大学院と同程度まで引き上げることが了承され、22年度の学生募集から値上げの措置が講じられている。</p>		3	

<記入要領>

・項目ごとの「評定」の欄に、以下の段階的評定を記入する。

(5点): 特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。(4点): 優れた実施状況にあると認められる。(3点): 着実な実施状況にあると認められる。(2点): 概ね着実な実施状況にあると認められる。

(1点): 着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。